

日本のアジア地域廃棄物貿易自由化への戦略に懸念 JPEPA "廃棄物植民地化"条項の影響は破壊的

【2006年11月8日フィリピン、マニラ】 有害廃棄物監視団体バーゼル・アクション・ネットワーク（BAN）は今日、日本フィリピン経済連携協定（JPEPA）に関する新しい報告書を発表し、JPEPAの有害廃棄物に対する関税の完全撤廃を提案している条項が、単なる事務的手続きであり意味のないものであるという政府関係者の弁解とは程遠いものであることを明らかにした。つまり、この有害廃棄物の関税を撤廃する条項は、日本政府系研究機関による政策概要に明確に述べられている、日本政府の廃棄物貿易の自由化をもくろむ意図的な戦略の一部であるとBANは説明している。また、BANの報告書はこの協定が及ぼしかねない"破壊的"な影響に対する懸念を強く訴えている。

マニラにある、BANアジア太平洋事務局のリチャード・グティエレスは、「日本が、日本とアジアの途上国間の廃棄物の貿易自由化を達成する為に、JPEPAのような二国間自由貿易協定を利用しているという真相が今やっと明かされようとしている。JPEPAによる廃棄物の貿易自由化構想は、フィリピンの持続可能性に対する脅威であるだけでなく、発展途上国を有害廃棄物の貿易によって不公平に押し付けられる環境汚染から守るためにすでに168カ国が批准するバーゼル条約の目的や決定事項に対する直接的な攻撃である」と述べた。

BANの報告書は、JPEPAの廃棄物に対する関税撤廃の条項は、単に交渉の結果の副産物で実際には無関係であるので、有害廃棄物を含む廃棄物の日本からフィリピンへの輸出を促すようなものではないという日本・フィリピン政府関係者の弁明が偽りであることを証明している。

冒頭で述べた政府系研究機関の政策概要 "Networking International Recycling Zones in Asia" (<http://www.iges.or.jp/en/pub/pb001.html>) の中でも、バーゼル条約に基づく廃棄物を輸出入する際に必須とする一連の手続きをリサイクル可能な資源（日本ではいわゆる、資源ごみ）の国際貿易の障害と見なし、「バーゼル条約の面倒な手続き」を覆すための二方面の戦略が明確に提示されている。第一の戦略は、リサイクル推進という名目の下、廃棄物の貿易に対する障壁低減を促進する日本主導のG8政策プロジェクトー3Rイニシアティブ。第二の戦略は、廃棄物貿易に対する障壁を排除するために、途上国のグローバル市場における「相対的優位性」を利用した二国間自由貿易協定である。

BANは、『JPEPAは日本のアジアにおける有害廃棄物貿易の自由化構想の第一歩』と題した報告書の中で、最近フィリピン・マニラを拠点に発足したNGOの連合、Magkaisa Junk JPEPA（JPEPAの発効を阻止する連合）やその他の団体の「JPEPAはフィリピンを『ごみ共和国』に変えてしまう可能性がある」という主張を支持している。JPEPAは現在のフィリピン国内法を無効にし、フィリピンのバーゼル

修正条項（1995年に国際社会の合意の下決定した先進国から発展途上国への有害廃棄物輸出の全面的禁止条項）の批准を阻むおそれがある。JPEPAの廃棄物貿易に関する条項は、バーゼル条約の原則である「有害廃棄物貿易の最小化と規制強化」を損なうよう意図されている。

「日本がバーゼル条約修正条項を批准する意志が全く無く、隣国も同様に批准しないよう様々に手段を講じていることはよく知られている」とBANのリチャード・グティエレスは述べている。「JPEPAは日本にとって、廃棄物植民地化」を禁じるバーゼル条約を弱体化させるための国際チェスゲームを進めていく上で、非常に重要な序盤の指し手なのである。」

BANは意見書を、新しく発足したMagkaisa Junk JPEPA（JPEPAを阻止するための連合）と共に11月8日水曜日、フィリピンの上院議会へ提出する予定である。意見書は以下のことを提案している。

- 1) 直ちに、廃棄物貿易自由化を推進する条項をJPEPAから全面的に削除すること
- 2) 日本とフィリピン両国は、1995年からバーゼル条約修正条項の批准を懇願され続けている事実を認識し、出来る限り早く修正条項を批准すること
- 3) JPEPAの廃棄物貿易自由化条項に関する交渉がどのように進められてきたのか、徹底した偏見の無い多数の関係者参加によって調査を行うこと
- 4) 日本は3Rイニシアティブ政策から、廃棄物の貿易に対する障壁の低減・撤廃への言及をすべて取り除くこと、そして、国際的な廃棄物貿易への取り組みを直ちに止めること
- 5) 日本とフィリピンは、有害物質使用削減、過剰包装や計画的廃用化の排除などを通じてその根源から有害廃棄物やその他の廃棄物の発生を防ぐための真剣なプログラムを立ち上げること

以上

BANの報告書のURL：www.ban.org/library/JPEPA_Report.pdf

さらに詳しい情報・質問などはBAN 高宮まで

電話：+1-206-652-5555 E-mail：yuka@ban.org